

土木系建設コンサルタント業務成績評定考査基準

1. 主任監督員考査基準

(1) 考査方法

主任監督員は、評定趣旨を十分に理解し尊重した上で、それぞれ総合的に評定を行う。

(2) 評定点範囲

採点表(主任監督員用)の該当評価項目について、それぞれ総合的に判断して評定するものとする。

(3) 事故等による減点

当該業務執行中に受注者に起因する事故等が発生し、指名停止等の措置を行った場合には、当該業務の総合評定点に対して、別表-1を参考として15点まで減点することができる。

別表-1 受注者に起因する事故等が発生した場合の減点基準

区分	口頭注意	文書注意	指名停止 (1ヶ月まで)	指名停止 (1ヶ月を超える)
考査点	-3点	-5点	-10点	-15点

【適応事例】

- ・入札前に提出した当該業務の技術提案書等が虚偽であった事実が判明した。
- ・発注者の承諾なしに当該業務に関する権利義務、成果物を第三者に譲渡又は承継、公開した。
- ・産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。
- ・一括再委託、請負を行った。
- ・打ち合わせ協議または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。
- ・当該業務において過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。
- ・当該業務において安全管理の処分が不適切であったために、死傷者を生じさせた業務関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。

(4) かし修補及び損害賠償による減点

成果品に、受注者の責任に起因する瑕疵が存在し、契約書のかし担保条項等に記された手続きに従い、かし修補又は損害賠償が実施された場合には、当該業務の総合評定点に対して、別表-2を参考として20点まで減点することができる。ただし、ここでいうかし修補とは、軽微なミス of 修正ではない大幅な修補をいう。また、総合評点が採点された後に当該事象が発生した場合は、遡って減点を実施するものとする。

別表-2 かし修補又は損害賠償が実施された場合の減点基準

区分	かし修補又は 損害賠償の実施	故意又は重大な過失により かし修補又は損害賠償の実施
考査点	-10点	-20点

2. 担当監督員及び検査員考査基準

評定にあたっては、当該業務の履行状況に応じ、加減点要素の各項目に従って、評定を行うものとする。(評価項目の追加、削除、もしくは評価比重の変更は行わない)

3. 対象業務が複数の業務にまたがる場合の取扱い

対象業務が、「地質調査、単純調査業務、測量作業」、「調査業務、計画業務」、「設計業務」のうちの複数の業務にまたがる場合においては、業務の目的、金額を勘案し、原則として主たる業務の考査をもって評定点とみなすものとする。

ここで、「地質調査、単純調査業務、測量作業」、「調査業務、計画業務」、「設計業務」の3者のうち複数の業務にまたがる場合の「主たる業務」の取扱いについては、以下のとおりとする。

- ・「地質調査、単純調査業務、測量作業」、「調査業務、計画業務」、「設計業務」対象部分のどれかが100万円を越えるときには、その業務を「主たる業務」とみなすものとする。
 - ・「地質調査、単純調査業務、測量作業」、「調査業務、計画業務」、「設計業務」対象部分の複数が100万円を超え、もしくはどれもが100万円を超えない場合には、業務の目的、金額を勘案して、「主たる業務」を1つ選定するものとする。
- これらの取扱いは、担当監督員、主任監督員及び検査員で統一するものとする。

4. 「単純調査業務」について

「調査業務、計画業務」は、広範かつ高度な専門的知識が要求される業務や高度な技術と豊かな経験が要求される業務といった比較的難易度の高い調査業務に対応するものであるため、これについては「調査業務、計画業務」採点表を使用するものとする。しかしながら、調査業務、計画業務の中には、高度な技術力をそれほど必要としない単純なデータ処理業務や資料収集・整理業務等もふくまれることから、これを「単純調査業務」と定義し、「地質調査、単純調査業務、測量作業」採点表を用いて評定するものとする。なお、「単純調査業務」の対象業務については、以下に示す例を参考とする。

・「単純調査業務」の例

各部門共通	単純なデータ収集整理業務
	単純なデータ処理業務
	書類編集的な業務
	文献収集業務
河川、砂防及び海岸	水理・水文観測業務
	データ加工業務(降雨解析等)
	不等流計算等の計算業務(システム開発を除く)
	補償数量の算出
	工事記録等資料の分類・整理
	工事図面集、写真集等の作成
道路	一般的な現地調査
	一般的な交通量観測業務
	台帳整理等を目的とした資料収集業務
トンネル	クラック等変状の計測調査
施工計画及び施工設備	施工関連資料の収集整理
情報	定期的なデータメンテナンス
	資料収集的な業務
	単純なデータ作成のみの業務
防災	資料収集的な業務
環境	大気汚染、水質汚濁、騒音、振動等調査・分析法がJ I S等で規定されている測定業務

5. 採点表の選定について

対象業務が複数にまたがる場合の取り扱いや単純調査業務の選定は、担当監督員が決定する。

6. 技術者の評定について

各技術者の評定点は、業務に対する評定点のうち、以下の評価項目を抽出し、7. の重み付けを考慮して付加する。

(1) 「地質調査」、「単純調査業務」、「測量作業」、「調査業務、計画業務」、「設計業務」で共通

評価項目		管理技術者 (注)	担当技術者 (注)	照査技術者 (注)	
プロセス 評価	実施能力の 評価	実施体制と 執行計画	○	○	—
	実施状況の 評価	執行計画	○	○	—
		品質管理	○	○	○
		業務特性	○	○	—
		創意工夫	○	○	—
	説明調整能力 の評価	説明調整能力	○	○	—
取組姿勢	責任感、積極 性、倫理観	○	○	—	
結果評価	成果物の品質	○	○	○	
合 計			○	○	○

(2) 発注者支援業務（工事監督支援業務）

評価項目		管理技術者 (注)	担当技術者 (注)	
プロセス 評価	専門技術力	目的と内容の理解	○	○
		的確な履行	○	○
		業務目的の達成度	○	○
	管理技術力	業務実施体制の的確性	○	—
		打合せの理解度	○	—
		指揮系統の迅速性、確実性	○	—
	取り組み姿勢	責任感、積極性、発注者の視点	○	○
合 計		○	○	

注) 技術者評定は、監督員の確認を受けた上で業務実績情報として登録された技術者を評定の対象とする。

7. 総合評定点について

総合評定点を算出する際には、対象業務に応じて評価項目ごとに以下の重み付けを考慮する。

(1) 「地質調査」、「単純調査業務」、「測量作業」、「調査業務、計画業務」、「設計業務」で共通

評価項目			業務評定	技術者評定		
				管理技術者 (注)	担当技術者 (注)	照査技術者 (注)
プロセス 評価	実施能力の 評価	実施体制と 執行計画	20	20	5	—
	実施状況の 評価	執行計画	5	5	5	—
		品質管理	20	20	30	50
		業務特性	10	10	12.5	—
		創意工夫	4	4	4	—
	説明調整能力の 評価	説明調整能力	6	6	6	—
取組姿勢	責任感、積極 性、倫理観	5	5	7.5	—	
結果評価		成果物の品質	30	30	30	50
合 計			100	100	100	100

(2) 発注者支援業務（工事監督支援業務）

評価項目			業務評定	技術者評定	
				管理技術者 (注)	担当技術者 (注)
プロセス 評価	専門技術力	目的と内容の理解	6	6	8.8
		的確な履行	36	36	52.9
		業務目的の達成度	18	18	26.5
	管理技術力	業務実施体制の 的確性	12	12	—
		打合せの理解度	6	6	—
		指揮系統の迅速性、 確実性	14	14	—
	取り組み姿勢	責任感、積極性、 発注者の視点	8	8	11.8
	合 計			100	100

注) 技術者評定は、監督員の確認を受けた上で業務実績情報として登録された技術者を評定の対象とする。